

# 翻刻『大坂町奉行勤仕日記覚』『大坂城玉造口定番与力坂本武右衛門御役留』

天理大学 佐藤 敏江  
中之島図書館 日置 将之  
中央図書館 小笠原 弘之・北川 敬子・灘井 雅人  
苗村 昌世・三島 美幸・八木 美恵  
山田 瑞穂

はじめに

今回は、大坂に関係した幕府御用に関する文書二点、大坂町奉行所での業務に関わる史料(宝暦年間)、大坂城玉造口定番与力の任務に関する資料(元禄〜享保年間)を取り上げた。

## 一 『大坂町奉行勤仕日記覚』(四九八/一三四)

原資料は大阪府立中之島図書館蔵

九×十九cm 一綴 本文四十九丁。

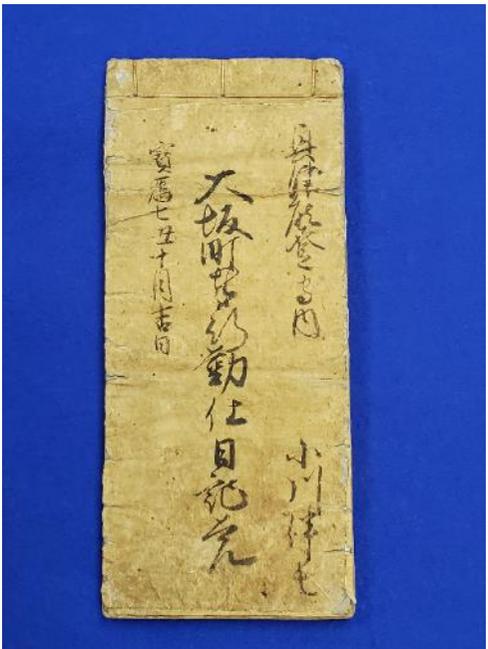
本資料は、宝暦七年(一七五七)、

興津能登守忠通が大坂西町奉行として着任した際に、その配下の小川伴七なる人物によって記述された日記及び事務手控である。

興津能登守忠通の大坂町奉行拝命

は、相役の東町奉行・岡部対馬守元

良と同じ宝暦七年(一七五七)九月

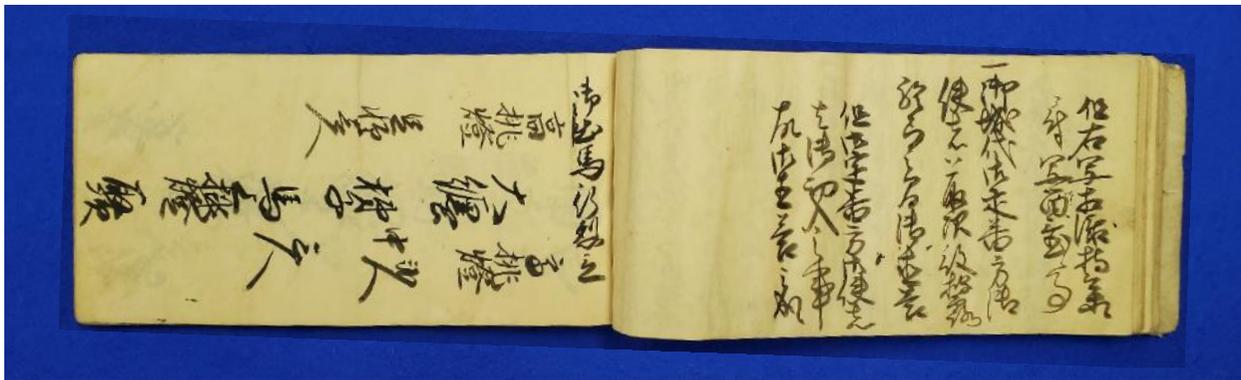


六日。前任の西町奉行・桜井丹後守政甫と東町奉行・細井安芸守勝為が不正により、ともに同年九月三日に罷免になったことを受けての辞令であった。業務が滞るため、通常大坂東西両町奉行の交代が行われることはない。任期が短くなった幕末の一例を除けば、両町奉行が同時に交代したのは江戸期を通してこの時だけであり、異例の事態であった。興津能登守の前職は浦賀奉行、岡部対馬守は堺奉行と揃って奉行職だったのは、一時的に両奉行が事実上の不在となる状況で臨機応変な対応が可能な実績を買われての抜擢と思われる。

大坂町奉行に任命されてから、奉行が実際に大坂に赴任するまでは、一般的に二ヶ月から三ヶ月くらいの期間がある。本資料中には「大坂御登行列附 興津能登守 丑十一月十五日江戸出立」とあり、興津能登守の赴任は拜命から三ヶ月程かかっている。着任後に配下となる奉行所与力・同心は大坂在住の一代抱えの武士であり、新任の奉行が着任するとあらためて雇用関係を結ぶ。通常、空席となった奉行配下の与力・同心は、新任奉行が着任して引き取るまで、一時的に残留の奉行の管理下に入る。しかし、この時は残留の奉行がいなかったわけで、与力・同心といった実務者によって業務の維持は出来たと思われるが、奉行が着任するまでの期間、どのような管理体制が敷かれていたのか。それを知ることものできる史料は見つからなかったが、興味深い。

町奉行は、知行所からの年貢米の管理運営、奉行職に関する役料や対外的な対応、与力・同心との対応などの家政を任せるため、家老や複数の用人・取次を伴って赴任するのが一般的であった。本資料の著者である小川伴七という人物の立場については定かではない。しかし、奉行所役宅での業務や、家老・用人・取次などの役宅内の家臣の役割、そして奉行の動向などを中心とした記載内容から、奉行と共に大坂に赴任する興津家家臣の一人であったと推測される。この日記覚の表紙には奉行の江戸出立を半月以上遡る「十月吉日」と記入しているため、赴任先に先乗りし、役所の受取業務や奉行ら本隊の受け入れ準備等を行う先遣部隊の一人だったかもしれない。

「十月吉日」に作成されたであろうこの帳面だが、実際には正月から書き始められている。前半は一年間の日記である。役職名で記され、個別の名前はほとんど登場しないことから、今後の業務マニュアルになるような日記を作成したと考えられる。平時はほとんどが御用日などの記載に少し寺社参詣などの情報が付与された簡易な記述だが、正月年頭の諸礼については具体的な次第が分かるように詳細に書かれている。時折



「但是ハ家々之家風有之也」「前々ハ二汁三菜之御料理被下唯今ハ相止」といった、引継ぎで知らされたと思われる情報も記載している。後半になると、自らの事務手控えとして、細かい通例や注意点などの覚書、見開き縦書きによる「御出馬行烈立」と題した火災の際の出馬行列立の詳細、幕閣の情報、大坂町奉行所の担当区域、書状の書式などを記載している。「大坂御登行列附 興津能登守 丑十一月十五日江戸出立」と書かれた後には白紙があり、行列の様子は窺えない。あとで書くつもりでそのまま終わったのかもしれない。帳面の最後には一部を切り取った跡もあり、別の帳面に仕立てたり、清書版を作成したりしたのだろうか。常に持ち歩き、折々に見返したであろう使い込まれた帳面に、当時の武士の息遣いが感じられる資料である。

不正行為により東西両奉行が同時に空席になるという波乱の幕開けとなった大坂町奉行職。それを乗り切り、明和二年（一七六五）十一月まで八年間にわたって大坂西町奉行を務めた興津能登守だったが、皮肉なことに「大坂城門出入のことおろそかなるはからひあり」とその職務上の振る舞いを咎められ、自らも罷免されて大坂を去ることとなった。

#### 参考文献

- 『江戸幕府役職集成 改訂増補版』笹間良彦著 雄山閣 一九七六年
- 『寛政重修諸家譜 第一四・一五・一七』統群書類従完成会 一九八〇―八一年
- 『新修大阪市史 第七卷』新修大阪市史編纂委員会編集 大阪市 一九九四年
- 『大坂町奉行着任時間関係史料（大阪市史史料 第七九輯）』大阪市史料調査会 二〇一四年
- 『大坂町奉行所異聞』渡邊忠司著 東方出版 二〇〇六年
- 『大坂西町奉行新見正路日記』新見正路著 藪田貫編著 清文堂出版 二〇一〇年
- 『大坂西町奉行久須美祐明日記・天保改革期の大坂町奉行』久須美祐明著 藪田貫編 清文堂出版 二〇一六年
- 『武士の町大坂…「天下の台所」の侍たち（中公新書）』藪田貫著 中央公論新社 二〇一〇年
- 『江戸三火消図鑑…町火消・定火消・大名火消のしるし』東京連合防火協会編集 岩崎美術社 一九八八年 ほか

## 二『大坂城玉造口定番与力坂本武右衛門御役留』（四九八／一六〇）

原資料は大阪府立中之島図書館蔵。

十六×八cm 折本（両面書写 表・裏表紙付）一帖 本文二十六折。鬼洞文庫旧蔵。



本資料は、大坂城玉造口定番与力・坂本武右衛門による御役関係の覚書で、見返し部分の貼紙により、渡辺備中守基綱が大坂城玉造口定番在役中の元禄十四年（一七〇二）から享保十三年（一七二八）頃に書かれたものと推

定される。なお本資料は、既に『新修大阪市史』に翻刻されているが、部分的であることから今回全文を翻刻する事とした。

渡辺備中守基綱は近江、河内、和泉三ヶ国内に一万三千五百石余を領有した譜代の小藩・伯太藩の藩主である。元禄十一年（一六九八）武蔵国にあった領知を近江に移された際、居所を和泉国大鳥郡内大庭寺に定め、享保十二年（一七二七）四月に同国泉郡伯太に陣屋を移し、以後廃藩になるまで伯太藩は渡辺氏が九代にわたり在封している。『寛政重修諸家譜』によると、転封翌年の元禄十四年（一七〇二）三月二十八日に大坂定番として着任し、以後二十八年の長きにわたり職務に励み、二度幕府から表彰されている。享保十三年（一七二八）七月十九日、大坂において在職のまま六十四歳で亡くなっている。

大坂定番は、一〜二万石級の譜代大名から二名が任命され、大坂城の京橋口と玉造口に屋敷を構え、両口の警備と大坂城代の補佐を担当した。両定番はそれぞれ与力三十騎、同心百人が付けられる。与力や同心は現地採用の実務官僚で、一代限りの役職だが、親が在職中に代替として子が勤務することで、事実上は世襲のようになっていた。『新修大阪市史』に一部所収の「与力歴譜同附録」慶安元年正月朔日付において玉造口定番・保科弾正忠正貞に召抱えられた与力の中に坂本武右衛門の名が見えており、この著者はその子孫かもしれない。

新任の定番が着任すると、与力や同心は就任のための起請文を提出し、新規契約を結ぶ必要があった。本資料の冒頭には同心支配役、小頭、同心番入の起請文様式が書かれている。表側にはほかに、元禄十四年（一七〇二）六月付の勤務上のルールを記した「定」や、

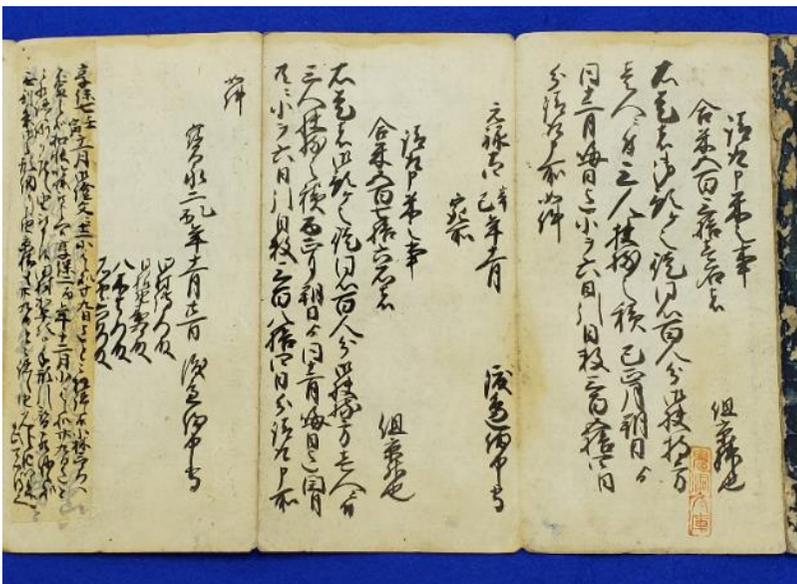
享保四年（一七一九）七月付の火事・騒動時の出役申合内容の改定文書、職務中に確認した諸事覚書などが書かれており、与力にとつての汎用的なマニュアルとなっている。一方裏側には、米や武備などに関する記録を前任者の分も含めて参考に記載し、不明点を洗い出したうえで自分の考えを書き付けるなど、実際の業務上の覚書であると考えられる。当時の大坂城定番与力の職務の一端がわかる資料である。

#### 参考文献

- 『江戸幕府役職集成 改訂増補版』笹間良彦著 雄山閣 一九七六年
- 『新修大阪市史 第六卷』新修大阪市史編纂委員会編集 大阪市 一九九四年
- 『寛政重修諸家譜 第八』続群書類従完成会 一九八〇年
- 『大坂定番記録 一―三（徳川時代大坂城関係史料集）』大阪城天守閣編集 大阪城天守閣 二〇〇一―〇四
- 『近世京都・大坂の幕府支配機構…所司代 城代 定番 町奉行』菅良樹著 清文堂出版 二〇一四 ほか

#### 凡例

原本の忠実な翻刻を原則とし、旧漢字はそのまま表記した。異体字は標準の字体に改めた。但し方（より）はそのままとした。かなの古体・変体は原則として現行の平かなを使用した。但し、江（え）・与（と）・者（は）・茂（も）などの慣用字は、原本のままとし小字で表記した。反復記号「々」「々々」「くく」等は原本の通りに表記した。追筆等は本文中に繰り込み、書き損じ等は特にその必要を認めない場合は省略した。誤字・脱字・衍字や確定できない文字は原本のまま翻字し（カ）（ママ）とその旨傍注した。



# 『大坂町奉行勤仕日記覚』

(表紙)

興津能登守内

小川伴七

大坂町奉行勤仕日記覚

寶曆七丑十月吉日

(白紙二丁)

正月元旦

一前夜九時方御組与力衆 同心衆被相揃候

一於御居間御手前之御家来年頭之御禮申上ル 畢而料理之間にて大目付 取次 中小姓 徒帳 附等両方ニ並 家老披露にて年始之御礼申上

一右畢而料理上之間にて与力衆 壱人ツ、年頭之御礼御請披露不入 家老 用人相詰

一右畢而料理之間にて同心 中御礼 家老 兩人 支配之同心 与頭ハ 壱人ツ、披露 夫方平組 壱番式番と五はん迄御礼披露 家老勤

一右畢而御書院にて町礼始家老披露 用人 大目付 書翰 右筆迄相詰 町人之繰出しハ取次相勤 上ケ物手長 中小姓不残上下にて出相勤 町人之上ケ物披露之家老前江持出居置 家老披露致 相詰居候近習之者へ渡ス

一御奉行様御上下にて大書院真中へ被成御座 御刀ハ近習持御脇ニ相詰 近習之者ハ三人程も相詰 件上物取次御勝手へ入

一明六過右御礼相済 御迎与力衆罷出御礼相済候 御怡申上公事之間ニ控居候加番之与力衆へ御挨拶被遊御入候

一亦御勝手料理上之間にて御礼有之 披露ハ大目付也 手長同前相済御入

一西御組与力衆被相揃 亦大書院にて壱人ツ、御礼御請 此節披露不入 家老 用人 其外如前相詰

一右相済御月番方御案内次第御城入 御徒四人 中小姓三人 引馬両押也

一御城出方恵方参被遊候儀御勝手次第也

但御初尾百疋近習之者御先勤として先達而御先へ遣置 尤上下也

一右御禮ニはつれ遅ク罷出候ものハ料理之間にて家老面談上物受取相納ル 兩人面談ニ不及  
耆人にて相濟

一家老 用人 取次 大目付 書翰長屋々之門江高張沓ッ燈ス 米家々に高張提灯を灯す  
庄方源助承

右者町人共礼ニ参候ニ付立置 家老 用人ハ内之玄関前ニ自分く之箱挑灯にて茂出し置

#### 二日

一明六時藏屋敷留守居衆御礼御請青銅沓貫文ツ、持参 大書院にて礼御請披露家老繰出し候  
取次 手長伺上之面々元日之通

一薩摩守様 細川様留守居太刀馬代也 是ハ取次御前へ持出差置披露家老也

一御月番方御案内次第御城入 御供廻り元日之通

一右留守居候跡へ天満社家御礼申上披露手長伺上如前

#### 三日

一今朝諸御礼なし

一御城入有之候得ハ右同断

一今晚謡初ニ付御家来へ御酒被下 料理之間也

一家老用人御近習ハ於御前頂戴

但御迎与力も被召候

#### 四日

一明七時方寺社之御礼式元日之通

一御組當番所今日方常服

但裏付上下也

一此方ハ七日迄のしめ上下也

但是ハ家々之家風有之也

一御城入有之候得者同前

但御供常服ニ成

一今朝宗旨役之与力衆兩人 下役同心兩人相話候ニ付朝飯振舞 御迎与力衆も被出合候ニ付  
御用人部屋にて一所ニ振舞

## 五日

一 別条なし 御城入同前

一 松之内申合 家老 用人 取次 大目付 書翰 御同役様へ御礼ニ罷越候

## 六日

一 明六時天王寺一舍利 二舍利 年頭秋野御礼大書院江通し茶たはこ出ス 扇子箱銘ニ前ニ控罷在候

一 御床ニ如例年聖德太子之鏝物 先達而出 家參鏝置 棹ニ出ス 番部屋方

一 床之懸物はつし置

一 追付御出御對面相應之御挨拶被遊 御入即刻何も退參 家老 用人 其外伺上之面ニ同前 手長不入 取次送りニて相済

一 御城入御供同前 今日方御裏付上下也

一 明日如例年御組子共迄明六時のしめ上下ニて御揃候様ニと當番之与力衆へ申達ス

## 七日

一 今朝松鏝納ル 大目付世話仕 庄方源助懸ル

但是も御家ニ之御家風有之

一 御城入有之候得者同前

一 御組与力衆子共迄相詰置 尤のしめ上下也 明六時ニ揃

一 於御小書院与力衆耆人ツ、御呼出シ御土器被下候 御肴 するめ 冷酒也 返盃御肴も被上 畢而御迎与力惣仕廻ニ頂戴 御給仕ハ御近習也

但家老 用人相詰

一 右畢而前ニハ二汁三菜之御料理被下 唯今ハ相止 御吸物 御酒 御肴二種計也 尤大書院 両方ニ並居 家老 用人挨拶 御頭も一座御出被遊候

一 同心中へも昼時分方前ニ者御料理被下候 是者一汁三菜也 只今ハ相止 御吸物 御酒 御肴 耆人ツ也 家老挨拶出ル

一 前ニハ御迎与力衆 支配与力衆へ朝夕料理振舞 是も只今ハ相止申候

一 今日如例年町目付 同心取替之儀 支配之与力衆方書付差出請取御前へ差上 追而御相談 可被仰付由 致挨拶候

八日

一 今朝方六役 大目付 書翰并裏付上下ニ成ル

但是も御家々之御家風有之

一 今日ハ御佛参なし

一 今日方御供廻り常之通ニ成 徒 牽馬片押減ス

九日

一 無別条

一 御城入有之候得ハ同前

一 明日御仏参被遊候段 取次方天王寺へ案内申遣ス 外御仏参も同前

十日

一 天王寺へ御仏参有之 御供増

但御香奠百疋御先勤如前遣ス

十一日

一 今日御城代様ニて例年御振舞有之 御衣服のしめ上下也

一 御手前之御具足御祝儀有之候

但是も御家々之御家風有之也

一 御用始御月番之方ニて有之 御非番之御方方御出 用人老人 書翰老人参 両御組支配三役

所目安證文 惣年寄 惣代公事之間ニて御吸物 御酒 御肴ニツ 一度御挨拶御出被遊候

尤御両所様

給仕ハ中小姓 徒也 惣年寄 惣代江者中番或ハ家中若黨ニ而済 公事之間也

一 御非番之御同役様へも右同断 是ハ御小書院也

一 此節御勝手へ京や八兵衛 河内や与次郎兵衛など参 手傳申候

十二日

一 今日公事日候得共正月ハなし

十三日

一 別条なし

十四日

(カヲ上書「取」)

一 専念寺へ御仏参 前日取次方案内  
但御香奠入御先勤前之通

十五日

一月次之御礼有候 三郷惣年寄 過書年寄 廻船年寄 質屋年寄十人 材木屋十人 両替三  
井 上田名代弓之間にて御礼 家老披露 手長老兩人繰出し取次致ス  
一 御組當番へ与力衆も右御礼奇御礼被申上候 披露不入  
一 御奉行様ハ時々御上下也

十六日

一 明日九昌院江御社参之儀 取次方通しさせ申候

十七日

一 御同役様被仰合 御城入前九昌院へ御社参 御初尾御先勤入 御供廻り増申候

十八日

一 御用日六時方詔初ル 尤御月番之方也 四時分御同役様へ御成被成候  
一 御城入被遊候へハ御同道にて御帰方公事御聞被成候  
一 御立合ニ御出被遊候御同役様へ一汁二菜之夕飯出ス 御相伴也 御吸物 御酒ハ思召次第  
也

十九日

一 御評義日  
一 御城入御帰方御月番様へ御出被成候 又御同道也 夕飯前之通出ス 尤御相伴也

廿日

一 御佛参天王寺也 御香奠御先勤 御増供前之通

廿一日

一御用日也 十八日之通

廿二日

一無別条

廿三日

一右同断

廿四日

一御評義日 十九日之通

一専念寺へ御佛参 御香奠入

廿五日

一御用日

廿六日

一無別条

廿七日

一御用日

廿八日

一月次之町禮なし

廿九日

一御評義日

卅日

一専念寺へ御佛参 廿四日ニ御仏参有之候得ハ今日御参詣無之

## 二月朔日

- 一 當番之与力衆常服にて月次之御礼弓之間にて御請 御頭様裏付御上下也
- 一 畢而町礼同席にて初ル 披露家老繰出し取次仕 中小姓兩人程手長勤
- 一 御月番渡し 御同役様御用人 書翰参差上被遊候 家老ハ立合不申候

## 二日

- 一 御用日 三日四日御評義

## 五日

- 一 御用日

一 初午之日ハ家老計麻上下 稻荷へ町方方も参詣有之 裏御門方入 御庭見セ 馬場通り裏御門方出ス

一 庄方源助ニ飴賣セ申候

一 清光院参拜殿鏝赤飯備神酒洗米等 清光院御間談也

一 御家中方献物勝手次第也

## 六日 七日

- 一 御用日

## 八日 九日

- 一 御評義

## 十日 十一日 十二日

- 一 御用日

## 十三日 十四日

- 一 御評義日

## 十五日

- 一 月次之御礼前々之通

十六日 十七日 十八日

一御用日

十九日

一御評義

廿日 廿一日 廿二日

一天王寺聖靈會舞樂有之 御城代様 両御奉行様之内御非番之御方様御出

廿三日

廿四日

一御評義

廿五日

一御用日

廿六日 廿七日

一御用日

廿八日 廿九日

一御評義日

卅日

三月朔日

一月次之御礼なし

二日

一御用日

三日

一上巳之御礼於書院町礼御請被遊候 式前々之通

一弓之間にて御組与力衆御礼 公事之間にて同心中御礼 何も披露不入

一 畢而御同役様御組揃次第於書院御礼 是又獨礼披露不入  
一 御城入有之候而も御供廻り常之通

四日

一 御評義

五日

一 御用日

六日

七日 御目付様方御交代

一 御用日

八日 九日

一 御評義

十日 十一日 十二日

一 御用日

十三日 十四日

一 御評義

十五日

一月次之御礼前々之通

十六日 十七日 十八日

一 御用日

十九日

一 御評義

廿日 廿一日

一 御用日

廿二日 廿三日 廿四日

廿五日 御用日

廿六日 御評義

廿七日 廿八日 廿九日

一 御評義 御用日 卅日

四月朔日

一月次御礼前々之通

一 御月番渡し前々之通

二日 御用日 三日

四日 御評義 五日 御用日

六日七日 御用日 八日

九日 御評義 十日 十一日

十二日 御用日 十三日 十四日 御評義

十五日 月次御礼

十六日 十七日

一九昌院御宮へ御社参 御初尾御先勤前之通 前々者御参詣以後両御奉行様へ九昌院にて御茶振舞有之

十八日 御用日 十九日 御評義

廿日 廿一日 御用日

廿二日 廿三日 廿四日 御評義

廿五日 御用日 廿六日 廿七日 御用日

廿八日 廿九日 御評義 一

卅日 専念寺へ御仏参 御香奠入

五月朔日 月次之御礼なし

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 節句ニ付御用日なし

御禮上巳之通

六日 七日 御用日 八日

九日 御評義 十日 十一日

十二日 御用日 十三日 十四日 御評義

十五日 月次之御礼 十六日

十七日 九昌院へ御参詣 御初尾不入

十八日 御用日 十九日 御評義

廿日 廿一日 御用日 廿二日

廿三日 廿四日 御評義

廿五日 御用日 廿六日

廿七日 御用日 廿八日

廿九日 御評義 卅日

六月朔日 月次御礼

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七日 御用日

八日 九日 御評義 十日 十一日

十二日 御用日 今日方諸之祭  
礼初り御役所へ來ル

十三日 十四日 御評義

十五日 月次御礼

十六日 十七日 十八日 御用日

十九日 御評義 廿日 廿一日 御用日

廿二日 廿三日 廿四日 御評義

廿五日 天満宮祭礼ニ付御用日なし

廿六日 廿七日 御用日

廿八日 廿九日 御評義

卅日

七月朔日 月次御礼なし

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七夕 御用日なし

八日 九日 御評義 十日 十一日

十二日 今日方十五日迄  
御用日なし 十三日

十四日 御評義なし

十五日 月次之御礼なし

十六日 十七日 十八日 御用日

十九日 御評義 廿日

廿一日 御用日 廿二日 廿三日

廿四日 御評義 廿五日 御用日

廿六日 廿七日 御用日 廿八日

廿九日 御評義 卅日

八月朔日 月次之御礼

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七日 御用日

八日 九日 御評義 十日

十一日 十二日 御用日 十三日

十四日 御評義 十五日 月次御礼

十六日 十七日 十八日 御用日

十九日 御評義 廿日

廿一日 御用日 廿二日 廿三日

廿四日 御評義 廿五日 御用日

廿六日 廿七日 御用日

廿八日 廿九日 御評義

卅日

五月朔日 月次御礼なし

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七日 御用日

御目付交代

八日 九日 節句ニ付御評義なし  
御礼前々之とをり

十日 十一日 十二日 御用日

十三日 十四日 御評義

十五日 月次

十六日 十七日 九昌院

十八日 御用日 十九日 御評義

廿日 廿一日 御用日 廿二日

廿三日 廿四日 御評義

廿五日 御用日 廿六日

廿七日 御用日 廿八日

廿九日 御評義 卅日

十月朔日 月次御礼なし

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七日 御用日

八日 九日 御評義 十日

十一日 十二日 御用日 十三日

十四日 御評義

十五日 月次之御礼

十六日 十七日 十八日 御用日

十九日 御評義 廿日 廿一日

御用日

廿二日 廿三日 廿四日 御評義

廿五日 御用日 廿六日

廿七日 御用日 廿八日

廿九日 御評義 卅日

十一月朔日 月次之御礼有之候

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七日 御用日  
八日 九日 御評義 十日  
十一日 十二日 御用日 十三日  
十四日 御評義  
十五日 月次御礼 十六日  
十七日 十八日 御用日  
十九日 御評義 廿日  
廿一日 御用日 廿二日 廿三日  
廿四日 御評義 廿五日 御用日  
廿六日 廿七日 御用日  
廿八日 廿九日 御評義 卅日

十二月朔日 月次御礼有之候

二日 御用日 三日 四日 御評義  
五日 御用日 六日 七日 御用日  
八日 九日 御評義 十日  
十一日 十二日 御用日  
十三日 煤取  
十四日 御評義  
十五日 月次御礼有之也  
十九日 御評義 廿日  
廿一日 御用日 廿二日  
廿三日 廿四日 御評義  
廿五日 御用日 廿六日  
なし  
廿七日 廿八日 廿九日  
卅日

十七日

一九昌院 御社参

正月御初尾入 五月不入

四月同断 九月不入  
十二月不入

一天王寺御佛参  
正月御香奠入 毎月十日  
六月同断 毎月廿日

五月八日 御香奠入

四月廿日 右同断  
盆々 不入

一専念寺御佛参  
四月一御香奠入 毎月十四日  
正月八同断 毎月廿四日

四月卅日 御香奠入

一大坂町数 六百拾四町

一同所橋数 百四拾壹

一時之鐘一ヶ所 釣鐘町

一公儀橋 拾貳

天満橋 天神橋 難波橋

野田橋 京橋 備前嶋橋

高麗橋 本町橋 農人橋

長堀橋 日本橋 鳴野橋

合十式ヶ所

一飛脚 休日

三日 六日 九日 十日

毎月 十三日 十六日 十九日 廿日

廿三日 廿六日 廿九日 卅日

正月 元日 二日 三日

十五日 但四日方飛脚出ル

五月 四日 五日

六月 廿二日 廿五日

七月 十四日 十五日

十二月 廿五日

一御初入 御組与力衆 同心御目見者御迎与力衆へ被仰 名順書取 同心中ハ支配与力衆へ申  
達順書取披露申也

一年始 八朔之前夜ハ料理之間ニ囲炉裏へ火ヲ起し 茶仕懸 湯漬等用意申付ル

一每暮 大坂御在勤之御目付様へ四寸四方之切餅五十切 包のし添被進候 御老人勤候節  
御老人計也

一春秋 御目付様方御交代之節 味噌 香物 干鯛被進候 御精進日之節ハ包のし也 河内や与  
次兵衛方へ申付ル

一御代官手代検使ニ被遣候節 公事之間次にて誓詞之節 地方与力衆と家老立合

一地役方御出被成候而も家老ハ罷出不申候 用人計罷出ル

一川之御順見之節ハ御召船へ紫幕うたせ申候 御勝手船へ者麻之幕遣ス 木屋弥兵衛諸事承  
申候

一都而御初尾 御香奠者百疋ツ、也

一年始ハ松之内申合 御同役様へ六役 大目付 書翰御禮ニ参候 事ニ寄御吸物 御酒被下候  
一御用日之節公事場へ家老出候義無之候 つい立之影にて公事承ハ勝手次第也

一御用其外御同役様御出之節ハ御門方となた様御出と申させ取次并家老 用人下座敷迄罷  
出 家老直ニ御先立御案内申上ル 近習老人玄関迄罷出御刀受取

一京都御所司様へ暑寒之御進物ハ堺川口此方様御二人様被仰合被遣候 十方様にて其御  
順之御方様にて御飛脚御立被成候

一五節句月次表にて家老披露之上 亦御勝手にて御礼申上候節ハ大目付披露也 家老 用人ハ  
相詰罷在 若大目付見合候得ハ書翰披露也 手長ハ如前

一段々御心安被成 上田 苦やなどへ御酒にても被下候節者 家老詰所にて振舞申候 名代之  
ものも同断

一三井ハ京住故玄関脇溜之間にて面談 御酒等も此席にて振舞

一年始ニ者両御組与力衆へ礼ニ参候 尤申置手礼宜候

一暑寒ニ者御同役様へ六役 大目付 書翰罷越候

一御初入御城代江之御使者家老相勤 其外ハ取次也

- 一 御勝手方之儀ハ各別御用向ニテ 御同役様へ家老御使者ニ参候義無之候
- 一 呈書ハ家老立合相改候
- 一 家老ハ平常臺所方詰所へ罷出候
- 一 極月煤佛之節(イ) 御殿向弓之間方先表カ 人足ニテ致掃除 夫方此方ハ手前人数ニ而掃 大目付承ル
- 一 御殿へ罷出候節ハ何も刀さし罷出候
- 一 六尺其外手廻り中間 平中間共出シ入ハ大目付へ世話致させ 丹後や半兵衛へ申付ル
- 一 御用日左之通
  - 二日 五日 七日 十二日 十八日 廿一日 廿五日 廿七日
- 一 御評儀日左之通
  - 四日 九日 十四日 十九日 廿四日 廿九日
- 一 家老 用人 取次 大目付 書翰 右筆 近習共五節句ハ麻上下 朔日十五日ハ羽織袴ニテ常服也 平常方少シ改候計也
- 一 家老詰所へ朝飯前方罷出代合致前度候(イ) 尤夜ハ家老老人 用人老人 取次老人 右筆老人 帳付老人泊申候
- 一 御役所御門番所へハ六役 大目付 書翰迄之印鑑差出置改可申候 尤門者五時限御月番者各別
- 一 御□
- 一 御役料御拂被成候節者河内屋与次兵衛へ申付米屋共ニ入札致させ申候 大目付御勝手役承 家老立合料理之間也 暮過亘候
- 一
  - 一 每暮 松平阿波守様方薪三百束御到来被成候 此節大目付へ申付受取セ申候
  - 一 御組与力衆御役替等ニ而も被仰付候節ハ家老兩人方切紙折かけ殿附ニテ端書ニ麻上下着用と申遣ス 此切紙家老方ニ而認ル
  - 一 尼崎松平遠江守様御家老衆方往来之御大名様方書状ニテ申来 此書状ハ取次へ相渡 夫方番部屋へ差出
  - 一 二月初午ハ両御役所共ニ稻荷へ町方方参詣夥敷御坐候 此節ハ足輕 棒突出シ申候 大目付へ世話申付
  - 一 六月諸神事之節 御役所へも祭礼ねり物等参候 藝者などへ者暑氣之節葛水拵置被下候

一 御組同心御扶持方并御太鼓坊主御扶持方證文者毎月持参 家老面談御裏印濟相渡  
一年始 八朔 御初入之家老衆へ大坂三郷方進物銀惣代取集持参 家老罷出逢候而受取上ル  
一月次之御礼ハ大書院又ハ弓之間にて家老披露也 先ハ弓之間にて濟 年始 八朔 五節句  
大書院也

一 平常御組与力衆願事并同心中願之儀家老共請取申上 諸届等同断

一 与力衆誓詞之節者家老老人立合 手代 用人又ハ書讀<sup>(4)</sup>同心中誓詞之節ハ支配も立合

一 惣年寄 廻船年寄誓詞ハ御月番の方へ家老老人非番方参立合

一 寺嶋殿方尼崎又右衛門 山村与助江者夏帷子一 冬小袖一 家老方手紙にて遣候事

一 岡嶋喜三江も折々被下候

● 一 国主御出之節 六役玄関白洩へ出 但准国主侍從江者老役老人ツ、出

▲ 一 拾万石以上

老役老人ツ、出

但十五万石以下御使ハ取次之者相勤申候

● 家老使者

▲ 取次使者并准国主

小身之侍從共何も麻上下也

老役 用人 取次

玄関 切石 門

老役 用人 取次

右者御同役様御家老衆と申合候事

此節ハ門番足輕ニ絹之羽織着セ 兩人にて門明させ申候

一 家老使者供若黨二人 草鞋取 挟箱 鍵也

一 右御使者何方ニても申置罷歸御役所へ御立寄被成候 御挨拶也

一 松平讚岐守様 酒井雅楽頭様へ者両御奉行様共ニ御礼ニ御出被成候 此御二方様江者鮮鯛

二 尾白木台ニ而被遣候 此御使者家老勤ル 是ハ御着候御祝儀被進候

- 一 兩御門主様へ御奇物之御使者 大目付江申付ル
- 一 都而御家老衆へ懸御目度と中番を以申込候得ハ逢申候 三井名代 上田名代も段々御目見願申候へハ被仰付候
- 一 上田三郎左衛門 金十郎 傳之助 三井次郎右衛門 元之助 八郎右衛門 御機嫌伺ニ出候節ハ家老挨拶 上物有之候得ハ中番呼寄次へ遣ス 若御逢被遊候得ハ御料理上之間也 苦屋同断

覚

- 一 西国大名衆其外御直參之御方當地御着之節 町人方差出候宿手形取次方ニ而帳面ニ記置 江戸表江宿次相立候度毎御書上ニ成候 右之節書翰役江申談相調可申事
- 一 西国大名衆御到着之上御役所へ被成御見舞候節 国主之御方様江者家老 用人 取次不殘 白濁左右江罷出候 拾万石以上之分ハ用人老人 取次老人罷出候 侍従之御方様江者薄縁は つし罷出候 拾万石以下者詰合之取次計罷出候 尤御通被成候得者書院へ御案内仕事
- 一 右御出被成候御方様江御返礼使者 国主江者家老罷越 其外者取次相勤候事
- 一 長崎御奉行并紀州江者 三使都而右之類當地御旅宿江御參着之節使者相勤候事
- 一 毎年御交代之御加番 御番頭御着之御旅宿江使者相勤候事
- 但御加番衆御交代相濟候上 あの方方御使者太刀馬代來ル
- 右使者相勤候事
- 一 御番代之御方町屋御旅宿中先格ニ而夜廻り相勤候事
- 一 毎年三月九月御交代 御目付江戸方御到着之節 御船場江使者相勤候事
- 一 御目付京都方折々御下り之節ハ 御月番之方方罷出 御双方之御口上申上候事
- 一 御定番様方御出之節ハ取次計簿縁をはつし少し罷出候事
- 一 年始 歳暮 御祝儀 御加番 御番頭方御使者參候節ハ 此方方使者ニ而御祝詞被申遣候 寒暑之御見舞茂右同断
- 一 町中出火之節 取次役大まとい為持罷出候 尤御月番之方方罷出候
- 一 毎年六月廿五日天満天神祭礼之節 取次役罷出候事
- 一 江戸表并長崎方宿次御状到來之節 早速御城代様江使者ニ而被差越候ニ付 取次役相勤候 尤夜中到來之節ハ右御状箱ニ御手紙相添 當番之同心中差遣し候事
- 一 長崎方御状箱ニ御用物差添到來候得者 此御用物ニ當番之同心中老人差添 追手張御番所迄差遣 御状箱ハ例之通取次使者持參仕候事

但御用物夜中到来之節ハ御状箱計即刻遣シ翌朝御用物ニ當番同心差添遣シ候事  
 一 毎月五日 十六日 廿三日御金日 諸向方當地御金蔵へ上納金銀之納札持参御加印被成候  
 事故取次請取之 則申上御印形取之相渡候事  
 但シ右納札何通有之候共 諸向方写相添持参候付写留置 尤御月番之方ニ而帳面ニ記候故  
 右之写書翰役へ遣候事

一 右御金日度毎為御替町人之名代共為御替金銀請取候て書持参ニ付 取次請取被置候事  
 一 右為御替金銀江戸表へ上納相濟 江戸御金奉行方之御證文到来次第名代共致持参候ニ  
 付請取 則入御覽直ニ本紙ハ相返候事

但右写相添持参候ニ付写留置候事  
 一 御城代 御定番方御使者ハ取次役披露於弓之間御直答  
 但御定番方御使者者御初入之事故御直答被成候

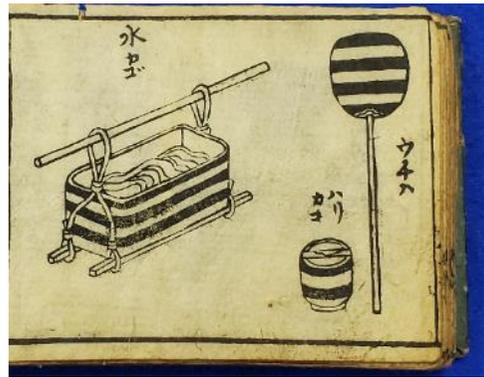
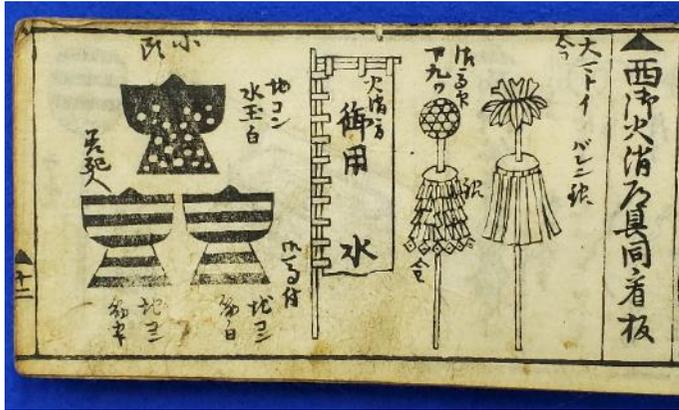
(以後の「御出馬行列立」は縦書き □が半丁)

高挑燈 貳人	三人
大纏 中	梯子 馬上挑燈 取次
高挑燈	足輕耆人

鐘持	耆人	耆人	耆人	耆人
草履取	高挑燈	團貳本	團三本	昼者幟
若黨			夜ハ挑燈	水印 <small>之</small> 釣瓶ニツ

釣瓶三ツ	水籠	水籠	綱	綱	梯子 <small>小</small>	同	同	同
耆人	貳人	貳人	四人	四人	三人	三人	三人	五人

高挑燈	人足小頭	斧同同同	大鳶口同同同	鋸同	槌
高挑燈	人足小頭	斧同同同	高挑燈	大鳶口同同同	鋸同
高挑燈	人足小頭	斧同同同	大鳶口同同同	鋸同	槌



▲『大坂武鑑』宝暦 11 年(大阪府立中之島図書館所蔵 請求記号：354.5/274) 12 丁オ、ウ

興津能登守在役時代の西町奉行所火消道具類

<p>手明                  一行ニ相立高御挑駕持夫ニ代ル                  長鷲口 五本老人                  人足老人 長鷲口 五本老人                  右持夫手代老人</p>	<p>昼者幟 式人 式人 四人                  水籠 水籠 綱小 梯子                  夜者挑燈</p>	<p>御馬 近習 中小姓 高挑燈 鐘持                  近習 中小姓 高挑燈 草履取</p>	<p>高挑燈 式人 同心同同同同 組頭                  高挑燈 小纏 同心同同同同 筆頭</p>
<p>用人老人                  鷲人足頭                  押足輕</p>	<p>三人 六人人足                  筵 小頭 斧同同 大鷲口                  斧同同 大鷲口</p>	<p>挟箱 馬上挑燈 茶弁當 蠟燭箱                  挟箱 茶道老人</p>	<p>徒目付 供目付                  高挑燈 徒同 袖摺挑燈 中小姓                  高挑燈 徒同 袖摺挑燈 中小姓</p>

武家之次第

御老中

堀田相模守

酒井左衛門尉

本多伯耆守

松平右近將監

西尾隱岐守

西丸

秋元但馬守

御側御用人

大岡出雲守

若年寄

板倉佐渡守

小出信濃守

松平宮内少輔

小堀和泉守

西丸

戸田淡路守

酒井石見守

御側衆

水野河内守

御用御取次

田沼主殿頭

小笠原若狹守

菅沼織部正

水上美濃守

御用取次

稻葉越中守

佐野右兵衛尉

雁之間

高家衆

前田信濃守

織田對馬守

由良播磨守

畠山紀伊守

同 飛騨守

長沢耆岐守

前田出羽守

前田伊豆守

横瀬駿河守

六角伊豫守

堀川兵部太輔

鳶之間

寺社兼御奏者

阿部伊豫守

青山因幡守

鳥居伊賀守

本多長門守

芙蓉之間

御留守居

石河土佐守

大久保右京亮

伊丹兵庫頭

市川出雲守

大目付

分限帳

大井伊勢守

鉄炮

筒井大和守

道中

曲渕豊後守

宗門改

神尾備前守

町奉行

依田和泉守

土屋越前守

御勘定奉行

公事方

菅沼下野守

御勝手方

一色周防守

御勝手方

細田丹波守

公事方

大橋近江守

御作事奉行

織田肥後守

安藤弾正少弼

御普請奉行

駒井能登守

稲垣出羽守

中ノ間

小普請奉行

小幡山城守

浅野備前守

芙蓉ノ間椽類

甲府勤番支配

柴田日向守

川勝近江守

長崎奉行

正木志摩守

坪内駿河守

京都町奉行

松前筑前守

小林伊豫守

大坂町奉行

岡部對馬守

奥津能登守

駿府御定番

大久保江七兵衛

禁裏附

田野筑後守

長田越中守

山田奉行

水野甲斐守

日光奉行

大津越中守

加藤讚岐守

奈良奉行

山本紀伊守

宝曆八年替

山岡豊前守

堺奉行

大目付

池田筑後守替

駿府町奉行

小笠原伊豆守

朝倉仁左衛門

佐渡奉行

荒川助九郎

石谷備後守

浦賀奉行

久永修理

菊ノ間

大御番頭

御書院番頭

西丸御書院番頭

御小姓組番頭

西丸御小姓組番頭

田安御家老

一ツ橋御家老

御旗奉行

百人組之頭

御鍵奉行

寅

御宝壽筭

禁裏 十九

公方様 四十八

大納言様 二十二

右衛門督様 四十四

刑部卿様 三十八

万治郎様 十四

大坂町奉行支配

摂津 河内 和泉 播磨

京都町奉行支配

大城 大和 近江 丹波

國主

松平加賀守

松平又三郎

松平陸奥守

松平安藝守

松平筑前守

藤堂和泉守

松平丹後守

松平大炊頭

松平勝五郎

松平大膳太夫

松平出羽守

細川越中守

松平千之助

松平土佐守

松平淡路守

井伊掃部頭

松平肥後守

松平讃岐守

宗對馬守

准國主

松平越後守

立花左近將監

上杉大炊頭

丹羽若狹守

伊達遠江守

松平美濃守

有馬中務太輔

撰河泉播者

山陰道八ヶ国之内

丹波 京都町奉行

因幡 伯耆 出雲 石見 隱岐

大坂町奉行

山陽道八ヶ国并壱岐對馬

南 海道 六ヶ国

西 海道 九ヶ国

一伊勢鳥羽方備前敦賀迄

西南海上出入

大坂町奉行

大坂御登御行列附

興津能登守

丑十一月十五江戸出立

(白紙半丁)

諸向文格寛

一筆致啓上候 甚寒御坐候得共

但馬守様愈御勇健被成御座珍重御儀奉存候 将亦寒中為御尋以御使者馬二被懸尊意忝  
次第奉存候 右之段御序之節宜様御沙汰奉頼候

恐惶謹言

興津能登守 花押

十二月十八日

用人四人様

一筆啓上仕候 甚寒之節御座候得共愈御勇健被成御座珍重御儀奉存候 将亦寒中為御尋  
七嶋鯉節一箱被掛尊意忝次第奉存候 右御禮申上度如此御坐候 恐惶謹言

興津能登守 花押

十二月十七日

松薩摩守様

参人々御中

同輩

一筆致啓上候甚寒之節御坐候得共弥御堅固被成御座珍重奉存候寒中御見舞為可得御意

如此御坐候恐惶謹言

何ノ誰 花押

十二月廿二日

興津能登守様

人々御中

(白紙複数丁切取あり)

(裏表紙)

『大坂城玉造口定番与力坂本武右衛門御役留』

(表紙)

大坂城玉造口定番与力坂本武右エ門御役留

(表紙見返し)

(貼紙) 渡辺基綱備中守在役中「玉造口定番」

支配神文

起請文前書

一公儀御法度并御定書之趣 常々堅相守候様ニ無油断可申付事

一同心支配被仰付候上者 支配中江非分成儀不申付 同役中能仕 万端不殘心底申談私之申分不立 御為能方ニ落着可仕候 相究候儀影ニ而何角と取沙汰仕間敷候 并於御番所不形儀無之 念入相勤候様ニ可申付候 自然不届者有之申付儀 又者傍輩之異見をも承引不仕我ケ俣もの有之候ハ、親類縁者たりといふ共無用捨急度可申上事

一同心中方役人御吟味之節 同役相談仕吟味之上可申上候 惣而支配中之儀御尋之刻 毛頭無依怙臆有躰可申上事

附御用之儀蜜遂相談不被仰付候内 不依何事他へ洩し申間敷事

右之條々雖為一事於相背者

罰文牛王

年号月日

名血判

宛所

小頭神文

起請文前書

一公儀御法度相背もの御座候者可申上事

一傍輩之異見をも承引不仕 心立悪敷もの有之者急度可申上候 附於御番所不形儀もの御座候者有躰可申上事

一同心仲ケ間非分之儀不及申 何事に不限 少茂依怙臆一切仕間敷事

附支配中方仲ケ間之者之儀御尋之刻 親類縁者たりといふとも 毛頭無依怙臆

有躰可申上事

右之條々雖為一事於相背者神文同断

年号月日

名血判

宛所

同心番入神文代

一札之事

一御公儀御為第一奉存御後闇儀毛頭仕間敷事

一奉對 御公儀表裏別心堅仕間敷事

一奉對 御公儀他人之儀者不及申 親類縁者たりといふとも悪心を以一味徒黨聊仕間敷事

一御城中之儀ニ付御隱密之儀被仰聞候儀者不及申 承事少茂他言仕間敷候 并御城中御要害之善悪堅他江漏申間敷事

一奉對 御公儀表裏別心不義之企仕者 又者金銀米錢知行等を以御城中之案内手引悪事相頼者於有之者 他人之儀者不申及 縦親類縁者たりといふとも急度可申上候 并切支死丹之儀者勿論不審成宗門於有之者 他人之儀者不申及親類縁者傍輩たりといふとも早速可申上事

右之條々雖為一事堅相守 日本之神聊相背申間敷候 為其仍如件

年号月日

定

一公儀御法度弥可相守事

一御番無懈怠相勤 御門出入之者能心を付改 御番所堅可相守事

一喧嘩双方雖為死罪 御番所裁所悪敷於仕出者其咎弥可重堅可相慎 難成堪悪儀理於有之者以後可任分別附

御城中并於御番所事に可成儀及見候者 和談を入随分無事可相計 若令荷擔者本人より可為曲事

一屋作 諸道具 衣類 食物に至迄分限にしたかひ聊不可奢事

一賭之諸勝負堅令停止事

一諸勸進之肝煎可為無用事

一御城廻并至在<sup>レ</sup>諸殺生堅令制禁事

一他家中之者并浪人之付合可為無用 但筋目有之者面<sup>レ</sup>組頭を以可伺 附浪人者不及申 他所之者面<sup>レ</sup>屋敷に一夜も不可留置 乍然親子兄弟伯父甥舅小舅孫并不叶筋目之者有之者伺候而差凶次第可留置 附面<sup>レ</sup>屋敷人に借す間敷事

一人請ニ立候儀堅令停止 但不叶筋目有之者組頭を以可窺事

一諸事訴詔之刻一兩人にて組頭を以可申達 惣而一味徒黨かましき事堅可停止 附不依何事至其時申付事 縦迷惑之儀たりといふ共不可違背 一旦相勤以後存寄子細可申 并組頭小頭共申付儀 少茂違背仕間敷事

一在番之御直衆江猥ニ出入可為無用 筋目有之者組頭を以伺可参 并右之家来へも可為 同前事

一傍輩中能<sup>レ</sup>思合互存寄令異見神妙可相勤事

一諸事買物代久敷不可懸置事

一他行之刻者小頭江断可罷出 當地を離れ遠方江参候節者組頭を以可伺 并暮六以後一切宿を不可出 若不叶儀於有之者組頭之内江断可罷出事

一操かふき惣而町之諸見物第一悪所江参候儀令停止事

右之條<sup>レ</sup>堅可相守 若於違背者吟味之上可為罪科者也

元禄十四年巳六月

福田与兵衛

谷 源八郎 西嶋市右衛門 山岡猪右衛門

川上定之助 本橋左次兵衛 相沢喜内

本橋棍之助 三上新助 高野源左衛門

廣瀬安右衛門 武井伴右衛門 松嶋只八郎

西岡武右衛門 下村傳右衛門 清水甚太左衛門

中安浅右衛門

宮嶋茂兵衛 相沢定平次 岡嶋儀左衛門

千根文蔵 斎藤新五右衛門 吉野内左衛門

本橋久次郎 小堀猪太夫 林磯右衛門

高橋三左衛門 井口武兵衛 小林清兵衛  
廣瀬左平次 川上段次郎 高野新五左衛門  
西山傳兵衛

纏提灯番六人

下村傳右衛門  
相沢喜内  
小林清兵衛  
小堀猪太夫  
高橋三左衛門  
本橋梶之助

火事其外騒敷節同心中申合之書付

一本番拾五人 昼番拾五人者 常之刻限ニ御番所相勤可被申候 番間之衆寄り場江被出候事ハ其節差図可申候事

一注進番六人者一組ニ式人宛定置 出火遠近共其外騒敷儀承付次第 早々御番所へ注進可被申候 六人之内月番組ニ而式人者張御番所ニ可相殘 四人者殘番之与力衆江可相附候 殘番之与力衆三人も火事其外騒敷節 昼夜とも先御番所江被出候筈之間 待合相したがひ可被申候事

但右之節 支配江茂同時ニ早々注進可有之候事

一殘番拾五人者一組ニ五人宛定置 組切ニ同心屋敷廻り可被申候 火之本第一ニ心付 自然不審成者於有之者急度相改 品ニより打からめ可被申候 且又事之品ニより 組中之妻子老人うろたへ混乱不致候様ニ心添可有之候 是等之儀或ハ残り番も寄り場江相詰候儀ハ猶又其節窺 御意差図可申候 兼而可被相心得候事

但同心屋敷若騒敷儀茂出来候ハ、残り番之与力衆茂聞付次第かけ付被申候筈ニ候間可被得差図候事

一當番三拾人并残り番拾五人を除 残ル五拾五人寄り場江可被出候 此内公用之下役人者上役衆江相隨ひ 注進番之内四人者先條之ことく残り番之与力衆江可相附事

但夜中者其日之昼番加り 翌日之本番可除之

一近所出火ニ付組中何茂火本へかけ付候節 當番組番間在宿之衆ハ火本ニ不構 昼夜共ニ早々御城江可被相詰候 尤殘番者組屋敷廻り可被申候事

但近隣之急火ハ先火をも防ぎ道具をも退可被申候 手ニ余り及大火候ハ、外之衆ニ  
まかせ置 當番組ハ御城江相詰可被申候事

一越中町式丁目 伊勢町 丸葉町 国分町 森町出火ハ、かけ付候御定之場所也 并御組屋  
敷出火之節共 早々支配江注進可被申候 當番組在宿之衆并注進番六人 残り番拾五  
人之外者 不殘其場へかけ付可被申候 たとへ消留可申様子ニ候共 町御奉行火消参候  
ハ、早速引取候御定ニ候 尤其節差図可申候 万一御家中屋敷出火候ハ、惣門之前へ  
相集 役人中對談之上 御構之内へ入火消を助候筈之間 是又兼而可被相心得候 其節  
も當番組在宿之衆并注進番六人者御番所へ相詰 残り番拾五人者組屋敷廻り可被申  
候事

一大坂天満之町中と見へ候火事にハ、寄り場へ相詰候筈也 町すゑ程遠相見へ候ハ、注  
進番計罷出 其外ハ致支度罷在差図相待可被出候事

但西北南在郷出火ハ遠近見分ケ成かたく候間 注進番計可被罷出候 東之在郷火事ハ注  
進番も出申間敷候 然とも近在之火事 御城江風筋悪敷候ハ、時宜ニより可罷出事

一騒敷節ハ御鉄炮玉薬用意仕 火繩ニ火を付可罷出候事

但先火事装束ニ而出可被申事

一御門外寄り場之儀ハ只今迄被相心得候通 土橋西側ニ付南之方江与力中之次同心可相

詰候 御城内江入候而詰場之儀ハ兼而被 仰付有之間 其節ニ至り差図可申候事

一小頭中者相定ル番側之通 随分組を引まとい可被申候 筆頭ハ五人之組合申合かけ引  
立居共一等仕候様ニ常々被申合候事第一ニ候事

右者今度与力中申合之書付相改 得御内意相定り候ニ付 其旨を請如此候条可被得意候  
向後番入被致候衆へハ 每度一覽為致可被申合候 以上

享保四亥年七月

本多与五平次

坂本武右衛門

窪田右衛門

起請文前書之事

一私共親田村十郎右衛門 田中清右衛門眼病相煩 御鉄炮難相勤御座候ニ付 代御鉄炮  
打候儀私共ニ被 仰付被下候様奉願候処 被聞召届被 仰付候 大切之御鉄炮之儀御  
座候間 他人者不及申縦親子兄弟其外雖為親類縁者一切借申間敷候 勿論御鉄炮鹿末ニ

仕間敷事

右之趣於相背者

神文牛王

寶永二<sup>乙</sup>年六月十六日

西亀藤五郎殿

田村藤介 血判

磯野次太夫血判

覚

一玉造御丁場之喧嘩有之候ハ、早速馳付可被申候

尤支配へも知セ差図可被受事

一右之節御番所へ注進之儀 月番組方可被申参候

残番之儀火事之砌同前之事

一万一仲ヶ間同士喧嘩有之其場江何茂被馳着候節 近親之者其儀いろひ不申候様 傍輩

中相互心ヲ付近親之者押へ置可被申候事

寶永四<sup>丁</sup>年六月

右本間 笹山 坂本支配之節被相定 以享保四亥ノ年書改 三組へ弥申渡候

一寶永五子十二月廿九日町中大火及夜 町奉行并御役人衆京橋口御定番屋敷迄焼失之時冠木御門くゝり六ツ以後も明置可然哉と目付富田作右衛門本間へ相談被下候処 先年御天守雷火之時も夜中御門者不被明置候儀覚申候故 其趣を以四郎左衛門返答 被申候由例之刻六ツ打切御門ベル 尤其節ハ柵門被立御門内外大挑灯大概御番代り之節之ことし留帳ニ具也

(白紙 六折)

坂本蔵書

(裏表紙)

(裏面)

請取申米之事

合米五百三拾壹石者

但京舛也

右是者御預ケ之徒同心百人分御扶持方

耆人ニ付三人扶持之積 已正月朔日方同十二月晦日迄 小ヲ六日引日数三百五拾四日

分請取申所 如件

元禄十四<sup>辛巳</sup>年十一月

渡邊備中守

宛所

請取申米之事

合米五百七拾六石者

但京舛也

右是者御預ケ之徒同心百人分御扶持方 老人ニ付三人扶持之積 酉正月朔日方同十二月晦日迄閏月共ニ 小ヲ六日引日数三百八拾四日分請取申所 如件

寶永二<sup>乙酉</sup>年十一月廿一日

渡邊備中守

田村傳右衛門殿

日根野甚五郎殿

八木七右衛門殿

石野六左衛門殿

(貼紙)

享保七<sup>壬寅</sup>十一月御證文二十二小ニて候処 廿九日迄と被相認候故 小林三郎右衛門へ不

審之処控帳吟味被申上候 享保二酉年十二月小ニて候処 廿九日迄と被相認候例御座候

由被申候 田村加平次か手形引替相證候処無別条御手形納り候由 京橋も廿九日と被認

候由見申候由 以来如此可心得候也



請取申米之事

合米三百三拾三石者

但京舛也

右是者御預ケ之徒同心百人分當 何年御切米老人ニ付拾石宛合千石之内三分一之積 為

春御借米請取申所 如件

年号 二月

夏御切米同斷 月付五月 夏御借米 三分一之積

請取申米之事

米高千石之内

合米三百三拾四石者

但京舛也

外二六百六拾六石者為春夏御借米請取申候

右是者御預ケ之徒同心百人分當 何冬為御切米請取申所 如件

年号 十月

請取申御鉄炮鉛之事

私 小ヲ二日引時ハ 八十式貫六百目

鉛合八拾壹貫九百目也

右是者我等組徒同心百人分 一日壹人付式放宛 壹数付玉目三匁五分積四月朔日方七月廿九日迄 小ヲ三日引日数百十七日分 慥請取申所実正也 仍如件

寶永六<sub>己丑</sub>年四月

渡邊

請取申御鉄炮藥之事

私日 小ヲ三日引三拾五貫百目

藥合三拾五貫四百目也

右是者我等組徒同心百人分 一日壹人ニ付式放宛 壹放ニ付壹匁五分之積 四月朔日方七月晦日迄 小ヲ二日引日数百十八日分 慥請取申所実正也 仍如件

寶永七<sub>庚寅</sub>年四月

覚

一享保六<sub>辛丑</sub>年御藥鉛閏七月分迄相渡ル 且閏七月ハ少ニ而候処 御證文閏七月晦迄ト被認候 案紙御鉄炮奉行衆ニテ此方小頭写来候 以来如此坎 追而可考

一四ヶ所御番所三ツ道具出来之年数凡留帳之趣

一寛文四辰年

一延寶七未年

一元禄元辰年

元禄元<sub>子</sub>年数近如何

一元禄九<sub>丙子</sub>年四月

一正徳五<sub>乙未</sub>年九月

出来申候 此節之請取手形控無之 元禄九

子年之請取控帳ニ有之 入用之節可見合

玉造口御番所附御鉄炮百挺

鉛玉目三匁五分

右猩々緋袋 雨革袋 銃卯小道具共 慶安元子年於江戸保科彈正忠殿御請取 其後御鉄炮損候節者張替被 仰付 泉州堺之鉄炮師仕立差上申候

保科彈正忠殿御代 慶安元年方八年目

一 明曆元未年百挺共張替

翌申年出来

但慥成留書無之

安部丹波守殿御代明曆元未年方十八年目

一 寛文十二子年 年百挺共張替 翌丑年出来

但慥挺付代金壹兩貳分宛

古筒者當所御鉄炮奉行衆江返納

安部撰津守殿御代寛文十二子年方貳拾年目

一 元禄四未年百挺共張替

翌申年出来

但慥挺付代金壹兩貳分宛

古筒者鉄炮師ニ被下代金ニ引次申候 新筒慥挺之代ニ古筒七挺宛請取申候

一 同年銃卯百出来

(一行抹消カ)

一 同年雨革袋 木綿火繩 口葉入 當所御鉄炮奉行稻富喜三郎 浅井傳八 織田金左衛門方請取之

但申ノ年請取 古雨革袋百 古筒乱百 古口葉入四拾五 古木綿火繩百 御鉄炮

奉行衆へ返納申候

渡辺備中守殿御代

一 元禄十四巳年 猩々緋袋百 雨革袋百江戸方被遣候 古猩々緋袋百者御筆筒方江返納

古雨革袋百者當所御鉄炮奉行衆へ返納 但備中守殿方目録被添返納 御鉄炮奉行衆方之請取之控無之候

右同御代元禄四未年方貳拾年目

一 寶永七寅年百挺共張替

同年出来

但慥挺ニ付代金壹兩三分貳朱入札直段也

古筒者當所御鉄炮奉行衆へ返納 京橋口御多門へ被納候由 其節之留帳諸事委細ニ相見へ申候 可考合 此古筒元来能御筒念入候張立ニて 御修復被加候ハ、結構成御筒ニ成可申よし何も于今惜ミ申候

渡邊丹後守殿御代

一同心具足百領并指物竿百本 寛文三卯年七月當所御具足奉行衆方御請取被成候  
一板倉内膳正殿 渡辺丹波守殿御登り被成 同心数羽織之代銀双方合八貫六百目 御兩  
人御連印ニ而當所御金奉行衆方御請取被成候 寛文二<sup>寅</sup>六月也 御手形之控帳ニ相見  
へ候 其後之御頭ハ江戸ニて御請取候哉 其沙汰無之

さし物

一備中守殿御登り以後寶永三<sup>丙</sup>年五月 同心指物百御渡し被成候 彈正忠殿時分之指物  
も其まゝ差置候様ニとの御事ニ候 同心支配方留帳ニ不被記候 自家之留帳ニあり  
此時与力も自分ニ指物用意被仰付候

但渡邊丹後守殿御代之同心さし物ハ 延寶八申年同心共被下 銘々取申候段 帳ニ其請  
取之控相見へ候

請取申御鉄炮薬之事

薬合三拾五貫七百目也

右是者我等組徒同心百人分 一日老人ニ付式放宛 老放ニ付老匆五分之積 四月朔日方七  
月晦日迄小ヲ一日引 日数百十九日分 慥請取申所実正也 仍如件

享保七<sup>壬</sup>年四月

渡邊備中守印

石野六左衛門殿

服部源五郎殿

請取申御鉄炮鉛之事

鉛合八拾三貫三百目也

右是者我等組徒同心百人分 一日老人ニ付式放宛 老放ニ付玉目三匆五分之積 四月朔日  
方七月晦日迄 小ヲ一日引 日数百十九日分 慥請取申所実正也 仍如件

享保七<sup>壬</sup>年四月

渡邊備中守

七月少ニても晦日と書か如何

石野六左衛門殿

當寅年ハ七月大也

服部源五郎殿

(白紙 十七折)

